

## 台風15号にかかる情報④

## 手続きの方法

農業用 罹災(りさい)証明書

漁業用について

## 罹災(りさい)証明書の追加ニュースです！

## ☆「農業用罹災(りさい)証明書」もありますよ！

事務局 NEWS の No.10 では「市町村によって「罹災証明書」のみ発行の場合があります。」と、出してありますが、「罹災(りさい)証明書」のみ発行のところでも農業を営む方で、農業施設や機材などの被害があった場合のための「農業用罹災(りさい)証明書」があります！

参考：袖ヶ浦市のホームページより一部抜粋

農業用の施設（ハウスなど）、機械、作物等が被害を受けた農業者の方で、融資制度の活用による借り入れなどを検討されている方に対し、「農業用罹災証明書」の発行手続きを行っています。

証明書の発行にあたり、罹災状況が確認できる写真（印刷したもの）をお持ちになり、**農林振興課窓口**で申請手続きを行ってください。

申請受付後、被害写真や現地調査にて確認を行い、後日、証明書を発行します。

手続きの時には、**手話通訳**等をつけましょう。

他に漁業を営む方には「**農林水産業被災証明書**」のあるところもあり、市町村によっては名称が異なる場合があります。まずは市町村「**農林水産課**」に問い合わせる必要があります。

**わからないときは千葉聴覚障害者センターへご連絡を！**

当センターからその住所地の市町村へ問い合わせ、情報提供など支援を行います

**FAX 043-308-5562・メール chibadeaf\_15@chibadeaf.or.jp**

※ここでは袖ヶ浦市の例を出しましたが、申請手続き方法については市町村役場担当課へお問い合わせください。

【問合せ・連絡先】

千葉県聴覚障害者協会 企画室:増田・岡村 FAX : 043-308-5562 TEL : 043-308-6372